

「電子申請・届出システム」にて届出する場合の注意事項

※申請する前に確認してください。

- ・電子申請・届出システムを利用するには、事業者にてGビズIDの取得が必要です。
- ・GビズIDの取得について、市では対応できません。取得状況等あらかじめ事業者にて確認してください。

◎電子申請・届出システムについて

- ・電子申請・届出システムは厚生労働省作成のシステムです。
- ・マニュアルはシステム上部のヘルプより確認してください。
- ・市では受付システムからしかログインができないため、事業者側の届出システムの確認はできません。
申請登録の操作に関するお問い合わせには対応できかねますので、ご了承ください。

◎事業所情報について

- ・電子申請・届出システムにて申請する場合、法人情報、事業所情報等の入力が必須となります。
- ・事前に過去の変更届の提出状況を事業所内で確認し、相違のない情報を入力してください。
- ・**申請された内容が、当課にて登録されている状況と異なる場合、差戻しとなります。**
- ・差戻しとなった場合、内容を再度確認のうえ、再申請、変更届の提出等の対応をとってください。

◎申請の流れ

- ```
システムに登録し申請
↓
当課にて内容を確認のうえ、受理、差戻し、却下の登録
↓
・受理となった場合 申請の受付終了となります。
(電子申請の場合、控え等の送付は行いません。受理をもって完了となります。)
・差戻しとなった場合 申請コメントを確認し対応してください。
```

## ◎差戻しとなった場合

- ・当課にて差戻しの登録を行うと、システムより差戻しの通知が事業者へ自動送信されます。
  - ・メール確認後、システムにて再提出を行ってください。
  - ・**当課より差戻しとなった旨の電話連絡等は行いません。必ず事業者にて確認してください。**
  - ・差戻し後、当課が指定した期日までに再提出がなされない場合は、当該手続きは無効となります。
  - ・電子申請の差戻しにより再申請がなされず、手続きが無効となった場合でも、期限後の対応は一切できません。
  - ・**日常的にメールの確認を行わない事業所が電子申請による届出を行う場合、差戻しの確認漏れが起こる可能性がありますので、十分注意したうえで電子申請を行ってください。**
- その場合でも当課での対応は行いません。

**電子申請による申請をされる場合は上記事項について事業者にて責任をもって申請してください。**

## ◎変更届について

- ・修正等があまりにも多く、申請コメントでの記載では連絡しきれないと判断した場合は、電話にて補正点を連絡します。
- ・**補正が多く差戻しと再申請を繰り返す場合、電子申請による申請は不可と判断する場合があります。**  
**その場合、郵送もしくは来庁での届出に切り替えることがありますので、ご了承ください。**

## ◎その他

- ・備考欄に、担当者の氏名・連絡先電話番号を必ずご記入ください。
- ・記載がない場合は事業所管理者あてに連絡させていただきますので、必ず対応してください。